

流通BMSにおける軽減税率対策補助金の活用

飲食料品を取り扱う中小企業者（小売業・卸売業等）へ

～ 受発注システムの改修への支援 ～

平成29年2月

独立行政法人中小企業基盤整備機構
消費税軽減税率対策費補助金統括室

消費税軽減税率制度の概要

- 平成31年10月1日から消費税率が10%への引き上げられ、これと同時に「**軽減税率制度**」が実施されます。
- 軽減税率の対象品目は主に**飲食料品**で、適用される消費税率は**8%**となります。
- 飲食料品を取り扱う事業者は、10%と8%の**複数の消費税率**への対応が必要となります。

■消費税軽減税率制度の対象品目

- ① 酒類・外食を除く飲食料品（食品表示法に規定する食品）
- ② 定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞

対象品目

軽減税率(8%)

対象外品目

標準税率(10%)

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



- ① 飲食するための設備(椅子・テーブルなど)のある場所において、
- ② 飲食料品を飲食させるサービス



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食



持ち帰りのために容器に入れ、または包装を施して行う**飲食料品**

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当

飲食料品

(食品表示法に規定する食品)

酒類



出張料理など



有料老人ホーム等で提供される**飲食料品の提供**



一体商品



1万円以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り全体が軽減税率の対象

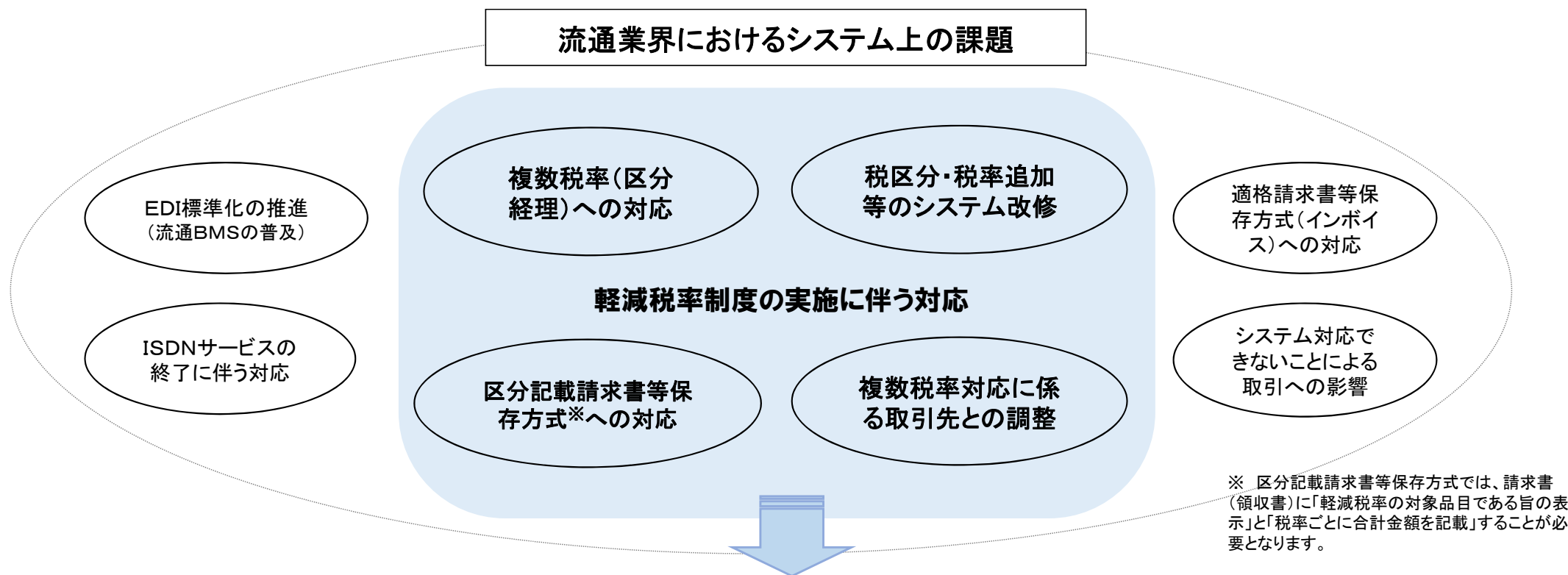
医薬品
医薬部外品



※ 詳しくは国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/>)でご確認ください。
軽減税率に関するQ&A(制度概要編、個別事例編)も掲載されています。

消費税軽減税率制度への準備

- 飲食料品を取り扱う事業者は、軽減税率制度への新たな対応が必要となります。
- 軽減税率制度の実施後は、標準税率(10%)の商品と軽減税率(8%)の商品を区分して経理する必要があります(複数税率への対応)。
- 経理システムやこれと連動する発注(受注)システムの改修が必要※になります。(※複数税率に対応していない場合)



発注(受注)システムを利用している事業者は、早めにシステムベンダーに相談し、余裕をもって準備を始めましょう

卸売・小売の中小企業が複数税率対応のためのシステム改修をする場合には「補助金」が活用できます

(システムベンダーは、中小企業のシステム改修が円滑に進むようサポートしてください)

補助金制度のポイント（1）

軽減税率対策補助金（申請受付切：H30.1.31）

- 卸売業・小売業等の中小企業が受発注システムを改修する場合には国からの補助金が活用できます。
- 補助金の対象経費は、システムベンダーに改修作業を外注する場合の外注費用です（作業人件費、パッケージソフト購入費等）。
- 補助金の申請にはシステムベンダー※の協力が必要となります。 ※システムベンダーは中小企業である必要はありません。大企業も可。

■ 対象者

次の要件にすべて該当する方が補助金の対象になり得ます。

- ①現在EDIを使って取引をしている方（右図を参照）
- ②軽減税率の対象品目（飲食料品）を取り扱っている方
- ③中小企業者に該当する方 ※

※中小企業者の定義
 （卸売業） 資本金1億円以下 または 従業員数100人以下に該当する方
 （小売業） 資本金5千万円以下 または 従業員数50人以下に該当する方

→詳細は補助金事務局HP

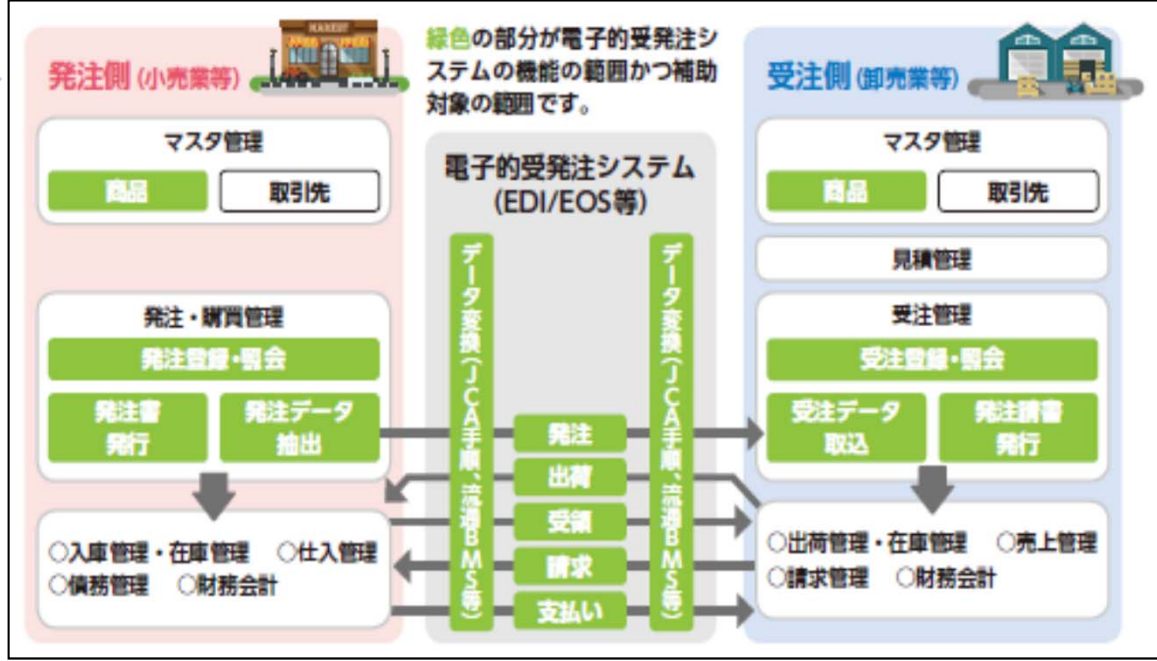
■ 補助金の上限額

補助の対象となる経費の2/3が補助されます。
 （1/3は自己負担となります）

- ①発注システムの場合の上限額 1,000万円
 （例） 補助対象となる経費 1,500万円に対して
 1,000万円が補助され、500万円が自己負担となります
- ②受注システムの場合の上限額 150万円
 （例） 補助対象となる経費 225万円に対して
 150万円が補助され、75万円が自己負担となります
- ③発注システムと受注システムの両方を行う場合の上限額 1,000万円

→詳細は補助金事務局HP

■ 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



→詳細は【参考2】

■ システム改修・導入に係るリースの活用

- リースを活用することもできます。
- ①補助金事務局に登録されたリース事業者とのリース契約に限ります。
 - ②リース事業者に補助金が交付されます。
 - ③補助金相当額が割り引かれたリース料金となります。

→詳細は補助金事務局HP

補助金制度のポイント（2）

- システム改修の補助金には2つのタイプがあります（B-1型・B-2型）。
- B-1型ではシステムベンダーが補助金の申請手続きを行います（代理申請）。
- 代理申請を行うシステムベンダーは、事前に「指定事業者」の登録手続きを行う必要があります。

■ 補助金のタイプ

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

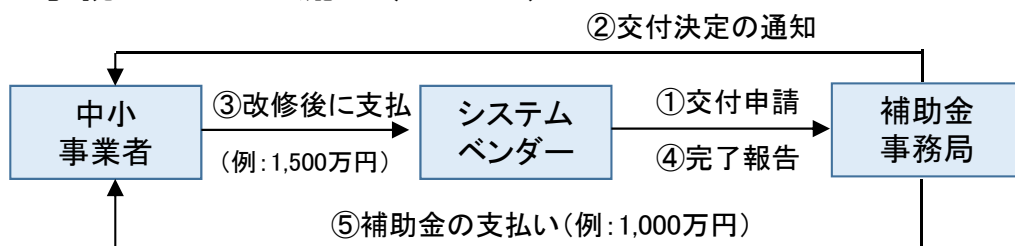
- ① 登録されたシステムベンダーに発注して個別開発（スクラッチ）やパッケージ導入等のシステム改修を行う場合
- ② システムベンダーが補助金申請（代理申請）
- ③ 補助対象経費は、ベンダーの作業人件費（改修作業費）、パッケージ製品の初期購入費、操作指導に係る教育費

B-2型

受発注システム・自己導入型

- 事業者が自ら登録パッケージ製品を購入してシステム改修を行う場合
 - 事業者が自ら補助金申請（自己申請）
 - 補助対象経費は、パッケージ製品の初期購入費
- （注）自社で改修する場合の自社スタッフの作業人件費は補助対象外

■ 手続きとお金の流れ（B-1型）



■ 補助金申請から受領までの流れ（B-1型）

(1) 中小事業者とシステムベンダーで改修内容・費用等について打合せ

システムベンダーの「指定事業者」の登録手続き

※ 代理申請を行うシステムベンダーは、補助金申請に先立って事務局に「指定事業者」の登録手続きが必要です。

(2) 中小事業者とシステムベンダーとが協力して交付申請書を作成

(3) システムベンダーを通じて補助金申請の手続き（交付申請）

(4) 事務局から中小事業者に対して補助金決定の通知（交付決定）

(5) 中小事業者とシステムベンダーとで契約を締結し、改修作業に着手

(6) 改修作業の完了後、中小事業者からシステムベンダーへ支払い

(7) システムベンダーを通じて事業完了報告※の手続き（完了報告）

※ 完了報告提出〆切：平成30年1月31日

(8) 中小事業者が補助金を受領

中小事業者とシステムベンダーとの間で確認すべきポイント

○システム改修にあたっては、具体的な改修箇所、期間、費用について事業者とシステムベンダーの両者間で事前によくご相談ください。

1. 自社の受発注システムが複数税率に対応できるか確認

複数税率に対応できていなければ対応方法について相談してください。

2. システム改修が必要な箇所について確認

マスタ管理、発注・購買管理、受注管理、EDIの範囲に係る複数税率対応の改修であれば補助金を活用できます。(【参考2】を参照)

3. システム改修にかかる経費の内容について確認

システム改修に係る作業人件費、パッケージソフトの初期購入費、操作指導費であれば補助金を活用できます。(【参考2】を参照)

4. システム改修に要する期間について確認

事前打合せ、設計、見積・契約手続き、改修作業等には一定の時間がかかります。
補助金の申請受付には期限がありますので、余裕をもって準備してください(事業完了報告の提出〆切:平成30年1月31日)

5. 税率区分の管理方法について確認 (取引先との協議)

商品取引の諸活動(受発注、出荷／受領、請求／支払)における税率関連データの取扱方法について、取引先と協議しておく必要があります。

補助金申請のポイント（１）

- 補助金の交付申請に際しては、補助金事務局に申請書類を提出し、審査を受ける必要があります。
- システムベンダーと協力して適切な書類の作成をお願いします。

■ 補助金申請時に必要な書類（B-1型）

| No | 書類 | 様式の有無 | 書類作成等の分担 | 説明 |
|----|--|-------|------------|---|
| ① | 補助金交付申請書 | 有 | ベンダー | 申請者名、指定事業者名、指定リース事業者に関する事項を記載してください |
| ② | 経費内訳書 | 有 | ベンダー | 改修事業全体経費、補助対象経費、補助対象外の経費を整理して記載してください |
| ③ | 作業定義書兼概算見積書 | 有 | ベンダー | システム分類ごとに改修に係る作業内容と工数内訳、パッケージソフトウェア等の製品内容・購入費について記載してください |
| ④ | システム改修・入替仕様書 | 有 | ベンダー | システム分類ごとに改修前後のシステムの仕様を詳細に記載してください |
| ⑤ | 補助金振込口座登録書 | 有 | ベンダー | 補助金振込先の口座情報を記載してください |
| ⑥ | 振込口座の通帳の写し | 無 | 申請者 | 補助金の振込先口座の通帳の写しを添付してください |
| ⑦ | 全部事項証明書 | — | 申請者 | 登記簿(全部事項証明書)を添付してください |
| ⑧ | システム概要図 | — | ベンダー | 改修・入替後のシステム構成・機能等が確認できる資料を添付してください。 |
| ⑨ | 見積書 | — | ベンダー | システムベンダー(指定事業者)から徴求したシステム改修に係る見積書を添付してください |
| ⑩ | 飲食料品等を記載した仕入請求書または仕入納品書 | — | 申請者 | 飲食料品等の取引実態が確認できる仕入納品書(または仕入請求書)を添付してください。 |
| ⑪ | その他 必要に応じて提出して頂くもの (指定事業者選定説明書、リース料金算定根拠明細書 etc...) | — | ベンダーまたは申請者 | 金額等に応じて追加の書類が必要になる場合があります。詳細は公募要領、補助金申請の手引きでご確認ください。 |

補助金申請のポイント（２）

○補助金の審査においては、システム改修に係る作業工数、単価、価格が重要となります。

■ 補助金申請上の主な留意事項（B-1型）

| No | 項目 | 留意すべき点 |
|----|-------------------------|---|
| ① | システム構成 | 貴社のシステム構成および取引先(EDIによる取引先数)との関係がわかるシステム概要図を添付してください。 |
| ② | 見積書 | 補助対象経費とそれ以外の経費が混在する場合には「対象」「対象外」の経費を切り分けて費用計上してください。 |
| ③ | 改修内容 | 必要最低限の改修内容としてください。 また、改修内容は「作業定義書兼概算見積書」「システム改修・入替仕様書」に詳細に記載してください |
| ④ | 作業工数 | 必要最低限の作業工数としてください。 また、作業工数は「作業定義書兼概算見積書」「システム改修・入替仕様書」「見積書」で整合させてください。 |
| ⑤ | パッケージ製品の導入 | 受発注管理とともに在庫管理、財務会計など補助対象以外の機能が一体となったパッケージソフトを導入する場合は、初期購入費用の1/2が補助対象経費となります。補助金の計算を間違えないよう留意してください。 |
| ⑥ | 飲食料品等を記載した仕入請求書または仕入納品書 | 飲食料品等にかかる発注・受注の取引実態が確認できる資料(仕入納品書、仕入請求書等)を提出してください。 |

軽減税率対策補助金事務局HP

公募要領、申請の手引き、交付申請書など、補助金申請に必要な様式や手続き等の情報が掲載されています。(右図参照)

補助金事務局ホームページ
([URL:http://kzt-hojo.jp/](http://kzt-hojo.jp/))

軽減税率対策補助金
事務局コールセンター
申請窓口

申請者専用回線

軽減税率対策補助金の申請を考えている中小・小規模事業者の皆様は、こちらにお問い合わせ下さい。

0570-081-222 [通話料がかかります]

一部のIP電話からのお問い合わせ先はこちら

03-6627-1317 [通話料がかかります]

軽減税率対策補助金
事務局コールセンター
登録窓口

レジメーカー・
販売代理店・
ベンダー専用回線

指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請を考えているレジメーカー・販売代理店・ベンダーの皆様はこちらにお問い合わせ下さい。

0570-053-555 [通話料がかかります]

一部のIP電話からのお問い合わせ先はこちら

03-6627-1316 [通話料がかかります]

補助金事務局ホームページ (トップページ)



レジメーカー・販売代理店・ベンダーの皆様はこちら

軽減税率対策補助金事務局 申請窓口
申請者専用回線
お問い合わせ **0570-081-222**
9:00～17:00(土・日・夜除く)

軽減税率対策補助金とは 複数税率対応レジの導入等支援 受発注システムの改修等支援 よくあるご質問

軽減税率対策補助金

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる
中小企業・小規模事業者等の方々が、
複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、
その経費の一部を補助する制度です。

軽減税率対策補助金とは

重要なお知らせ 平成28年11月18日に消費税増税延期法が成立しました。消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から実施されます。中小企業・小規模事業者の方々に、軽減税率実施への対応を円滑に進めていただくために、軽減税率対策補助金の申請受付期間を平成30年1月31日まで延長(ただし、B-1型については、平成30年1月31日までに事業完了報告書を提出。)いたします。
※平成30年2月以降の本補助金の取扱いについては、追って中小企業庁のホームページ等でお知らせいたします。
【参考】軽減税率対策補助金の申請受付期間延長について(中小企業庁のホームページへ)

複数税率対応として、2つの申請類型があります

A型 複数税率対応レジの導入等支援はこちら

B型 受発注システムの改修等支援はこちら

お知らせ

- 2017.01.13 指定リース事業者名一覧を更新しました。
- 2016.12.09 指定リース事業者名一覧を更新しました。
- 2016.11.28 消費税増税延期に伴うレジメーカー・販売代理店・ベンダー向け軽減税率対策補助金説明会開催について
- 2016.11.11 指定リース事業者名一覧を更新しました。

【参考1】 軽減税率対策補助金における中小企業者の定義

| 対象業種・類型等 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|--|---------------|--------|
| | 資本金額・出資総額 | 従業員数 |
| 1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号に規定される中小企業者 | | |
| 製造業・建設業・運輸業・その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 2. 中小企業支援法第2条第1項第3号(中小企業支援法施行令第1条)に規定される中小企業者 | | |
| ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |
| 3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体 | | |
| 事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会 | | |
| 4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者 (中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者) | | |
| 5. 特定非営利活動法人 | — | 50人以下 |
| 6. 社会福祉法人 | — | 50人以下 |
| 7. 消費生活協同組合 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| 8. 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所 | | |
| 9. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 | | |
| 10. その他中小企業庁長官が認める者 | | |

左表に該当する事業者が中小企業者となります。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者(「みなし大企業」という。)は補助対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業*が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業*が所有している中小企業者
- (3) 大企業*の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

- * 次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

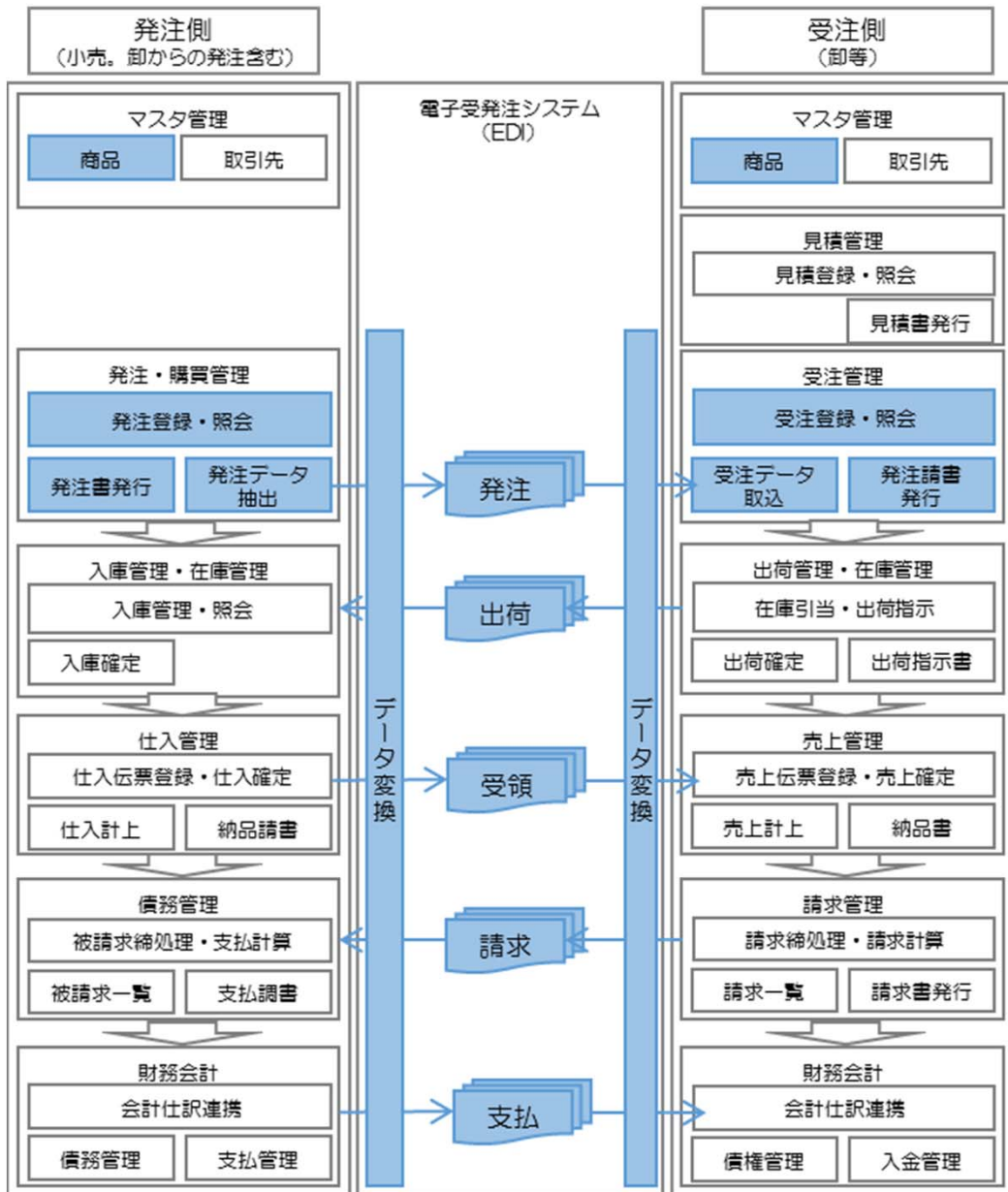
※業種は日本標準産業分類に基づきます。

※複数の業種に分類される事業を行っている場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種として判断します。
売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断します。
ただし、「製造小売」は「小売業」に該当します。

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

※一例として、医療法人・学校法人・宗教法人等は補助対象外となります。

【参考2】 補助対象となるシステム改修範囲のイメージ



■ 電子的受発注システムの機能の範囲かつ補助対象の範囲

＜電子的受発注システム＞

電子的受発注システムとは、発注や出荷、請求といった商取引における各種情報を、取引先との間であらかじめ定義したデータフォーマット、通信手段を用いて送受信し、相互のコンピュータにおいて処理する仕組みを実現するシステムです。

電子的受発注システムで送受信するデータは取引先相互のシステムで読み込み、変換できるテキスト形式である必要があります。

※ 取引先との間(異なる企業間)であらかじめ標準化/ルール化されたデータフォーマットを利用することで取引内容を相互のシステムで解読する必要があります。

※ 通信手段については、インターネット回線等を利用する必要がありますが、プロトコル(HTTP、SSL、FTP、SFTP、POP3、SMTP等)の種類は問いません。

注1) メールを介してデータを送付するだけの方式は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。


注2) 発注データなどを発注書イメージに生成し、イメージ化されたデータのみを送受信している仕組みは、電子的受発注システムを利用していることにはなりません(FAXやメールでイメージ化されたファイルのみを送受信している場合等)。

注3) 自社内取引にのみ利用している電子的受発注システムは補助対象になりません。

補助対象経費 (B-1型)

システム改修等の作業をシステムベンダー等に外注する場合の改修作業費(作業人件費)、パッケージ製品・サービスの初期購入費、教育や操作指導に係る経費、物品費。

【参考3】消費税軽減税率対策補助金

| | レジ導入等の支援（A型）（BtoC支援） | 受発注システムの改修等の支援（B型）（BtoB支援） |
|----------|---|--|
| 概要 | 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。） | 電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。 |
| 補助率 | 原則 2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4 ・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象） | 2/3 |
| 補助額限 | レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。 | 発注システムの場合 1000万円 受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円 |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・レジ本体 ・レジ付属機器等 (バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンター・ルーター・サーバ) ・機器設置に要する経費（運搬費含む） ・商品マスタの設定費 <p>(リースの場合も対象です)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ・現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ・電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計など補助対象外の機能が一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。） <p>(リースの場合も対象です)</p> |
| 申請等支援 | 申請者自身による申請に加え、公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。 |
| 申請のタイミング | 機器導入・改修後（申請は随時受付） | 指定事業者による改修（B-1）：システム改修・入替前（申請は随時受付） 自己導入（B-2）：システム改修・入替後（申請は随時受付） |